

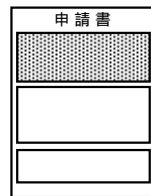
# 矢板市の医療費助成の申請方法について (平成27年4月～)

## 【領収書の提出について】

申請の際は、領収書の原本を提出ください。  
 領収書の原本を提出できない事情がある場合には、受診医療機関から申請書中段の医療機関記入欄に「点数証明」を取ってください。点数証明は、受診月の翌月10日以降に発行して貰ってください。  
 なお、証明手数料は、自己負担になります。  
 領収書原本の確認ができる場合のみ、コピーでの申請も受け付けます。その場合は、領収書のコピーと原本と一緒に窓口へお持ちください。  
 領収書は、必ず1ヶ月分をまとめて提出ください。  
 領収書と申請書は、のり付け・ホッチキス止め・セロテープ止め等をせず、そのまま提出ください。  
 皆さまのご理解とご協力をお願いします。

## 【申請書の記入について】

受給資格者証(こども:桃、妊産婦:黄、重度心身障害者:青、ひとり親家庭:緑)を確認いただき、申請書上段の「申請者記入欄」に漏れなく記入ください。  
 特に、受給者番号(記号番号)の記入漏れ、誤記入にご注意ください。



「申請者記入欄」を漏れなく記入願います。記入例は、申請書裏面をご覧ください。

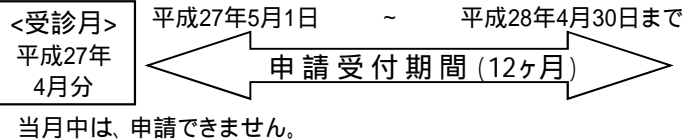
## 【申請書の提出について】

受診者別に1枚ずつ申請書を記入し、領収書と一緒に提出ください。  
 領収書は、月ごと、医療機関ごとにまとめていただくと、受付がスムーズになりますので、ご協力をお願いします。  
 申請用紙は各担当課の窓口にて配布いたします。  
 矢板市のホームページでも配布しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

## 【申請期間について】

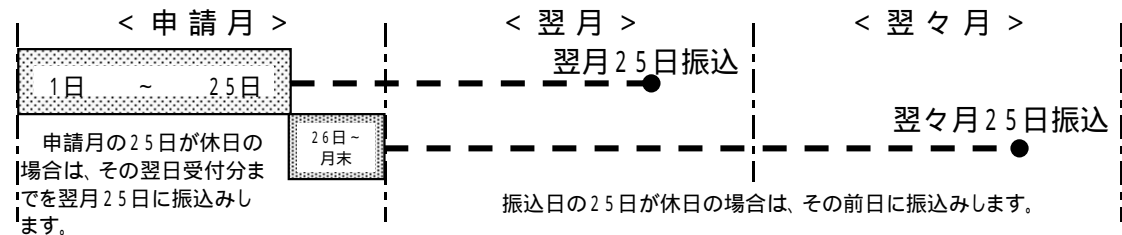
月の途中で、その月の受診分の申請はできません。  
 受診月の翌月1日以降、12ヶ月以内に申請してください。

<例:平成27年4月受診分の申請>



## 【助成金の振込スケジュールについて】

毎月初日から25日までに申請受付したものを、翌月25日に振込みします。  
 毎月26日から月末までに申請受付したものを、翌々月25日に振込みします。



## 【他の制度からの給付がある場合】

高額療養費や附加給付など、他の制度での給付がある場合には、その額を控除して助成します。申請の際には、支給決定通知書の写しを添付してください。  
 一般的に、各種給付の決定に受診月から2~3カ月程度かかります。医療費助成の申請はその後になります。  
 各種給付制度の詳細については、各加入健康保険組合(保険者)にご確認ください。

## 【来庁できない場合】

申請は、郵送でも受付しています。右記、担当各課宛にお送りください。  
 郵送費用は、自己負担になります。重さに注意して、必要な額の切手を忘れずに貼ってください。  
 申請書の記入漏れや誤記入にご注意ください。  
 郵送の場合には、担当各課到着日を申請日とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

## お問い合わせ先

〒329-2192 矢板市本町5番4号  
 矢板市役所  
 【こども・妊産婦・ひとり親家庭医療】  
 子ども課 電話 0287-44-3600  
 【重度心身障害者医療】  
 社会福祉課 電話 0287-43-1116